

Research Focus

2021 年 2 月 26 日
No.2020-043

深刻さ増す中小飲食店の経営難

—協力金制度の見直しで経済への影響緩和を—

調査部 上席主任研究員 西岡慎一

《要 点》

- ◆ 2 度にわたる緊急事態宣言の発動で、わが国の飲食店は、深刻な経営難に直面している。仮に、3 度目の宣言が発動されるなど、さらなる営業制限が課せられると、多くの飲食店で経営の行き詰まりが表面化しよう。特に注意が必要なのは「零細でない中小飲食店」、資本金でいえば 1 千万円から 1 億円クラスの企業である。
- ◆ 「零細でない中小飲食店」が深刻な状況に追い込まれる背後には、「協力金」の恩恵が及ばないうえに、借り入れ余力もないという事情がある。中小企業とはいえ、このクラスの規模になると 1 日 6 万円の協力金では経営を到底維持できない。しかも、もともと高レバレッジで収益力が低い傾向がある。営業制限で経営状態の回復見通しが遠のけば、運転資金などの追加的な借り入れも困難化しよう。
- ◆ このような「零細でない中小飲食店」は、飲食業全体で 5 割程度の売上シェアを占めており、有利子負債は 3 兆円、従業員は 130 万人にのぼる。昨年の倒産企業の負債総額が全産業で 1.2 兆円、経済全体の失業者が 190 万人であったことを踏まえると、これら飲食店の経営難は、経済全体に無視しえない悪影響を及ぼす。今後の感染再拡大に備えるためにも、一律定額の協力金を企業規模に応じた給付に見直す余地がある。

本件に関するご照会は、調査部・上席主任研究員・西岡慎一宛にお願いいたします。

Mail : nishioka.shinichi@jri.co.jp

日本総研・調査部の「経済・政策情報メールマガジン」はこちらから登録できます。

<https://www.jri.co.jp/company/business/research/mailmagazine/form/>

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時時点で弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。

1. 前例なき業況悪化も飲食店は経営維持

わが国の飲食店は深刻な経営難に陥っている。コロナ流行後、2度にわたる緊急事態宣言の発動で、人々は来店を手控えているほか、休業・時短といった営業制限がたびたび課せられた。この結果、2020年の売上高は前年比▲15.1%の激しい落ち込みとなった（図表1）。なかでも感染拡大とのつながりが問題視された「パブ・居酒屋」は、前年比▲49.5%とほぼ半減した。

売上高を店舗数、客数、客単価に分解すると、客数の大幅な減少が売上高の動きに直結している（図表2）。ただし、これだけ客足が遠のきながらも、閉店の動きは限定的で、店舗数は前年から1.8%の減少にとどまっている。東京商工リサーチの「倒産件数」をみても、飲食店を含むサービス業の倒産は2020年の1年間で2500件あまりと前年並みである。このように、空前の経営悪化に見舞われながらも、今のところ多くの飲食店が事業を継続している。

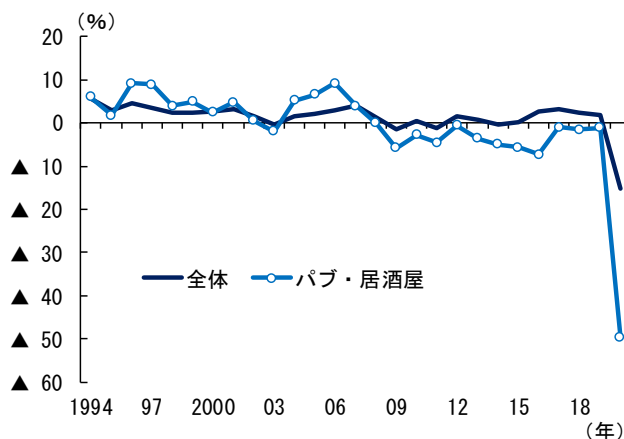
2. 政府・金融機関が積極的に支援

飲食店が経営を維持できている背後に、政府や金融機関の支援がある。政府は、コロナ対策の一環として、企業への資金繰り支援策を次々と打ち出した。支援策は主に現金給付と融資で構成され、現金給付として、雇用調整助成金が拡充されたほか、持続化給付金・家賃支援給付金などが新たに設けられた。

融資面では、信用保証協会による保証を活用しながら、金融機関が実質無利子・無担保で貸し出しできる制度が新設された。金融機関が公的資本注入を容易に申請できるよう金融機能強化法も改正され、積極融資で生じる金融機関の損失が金融システム不安に波及しないための仕組みも整えられた。この間、金融庁は、金融機関に対し、融資の実行や条件の変更などの面で、できる限り柔軟に対応するよう繰り返し要請している。

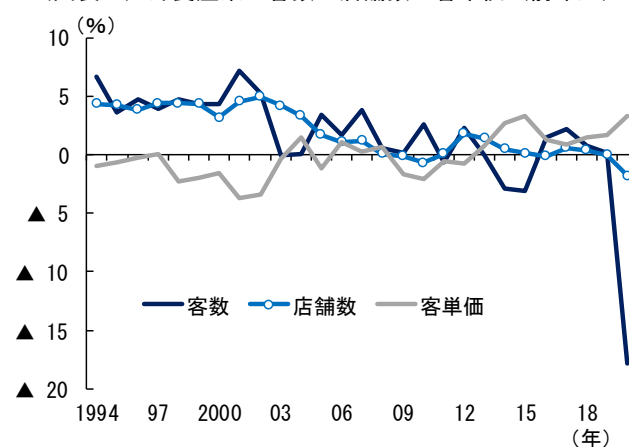
こうした政府の取り組みに呼応するかたちで、金融機関は貸出姿勢を積極化させている。日本銀行「貸出先別貸出金」によると、民間金融機関（銀行・信用金庫）の総貸出残高は、20年末に前年比5.6%増、金額で33兆円増加した。このうち、飲食業向けの貸出残高は、前年比4割増、金額で1.3兆円も増加している（図

（図表1） 外食産業の売上高（前年比）



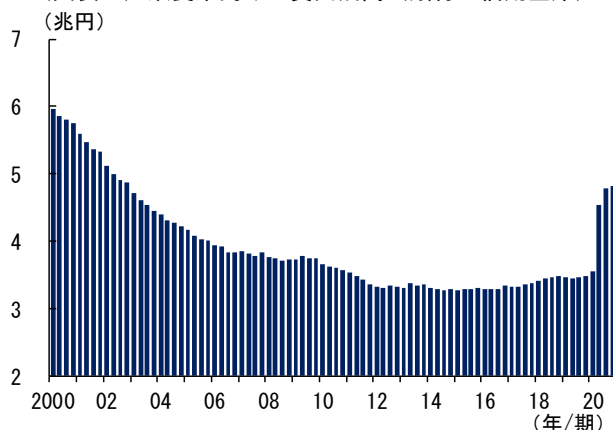
（資料）日本フードサービス協会

（図表2） 外食産業の客数・店舗数・客単価（前年比）



（資料）日本フードサービス協会

（図表3） 飲食業向けの貸出残高（銀行・信用金庫）



（資料）日本銀行「貸出先別貸出金」

表3)。長らく減少傾向にあった飲食店の借入金は大幅に増加し、2002 年以來の水準に達している。

3. 一段の営業制限で「零細でない中小飲食店」が苦境に

しかしながら、飲食店の営業がこれ以上制限されると、これまで持ちこたえてきた経営も破綻などの事態に陥る可能性が高まる。3 月中の緊急事態宣言の全面解除が視野に入りつつあるものの、欧米などと比べて、わが国では、医療キャパシティが小さく、ワクチンの普及に時間がかかる見込みである。現在は2度目の緊急事態宣言の解除が取り沙汰されているが、今後、3度目が発動されるリスクは燦っている。さらに、2月に改正された新型インフルエンザ等特別措置法では、「まん延防止等重点措置」が新設された。都道府県知事は、緊急事態宣言が発動されていなくても、休業・時短を柔軟に要請することが可能となる。さらに、この改正で、時短要請などに応じない事業者への過料も定められ、営業制限の強制力が増している。

仮に、感染が再拡大し、営業制限が繰り返されるような事態に陥ると、多くの飲食店で経営の行き詰まりが表面化する可能性がある。特に行き詰まりが顕著となるのは「零細でない中小飲食店」である。具体的には、資本金で「1千万円から1億円」、従業員数で「10人程度から数百人」、売上で「年間1億円から数十億円」というカテゴリーである(図表4)。このクラスの企業で破綻が顕在化する背後に、「協力金」の恩恵が及ばないうえに、借入金余力もないという事情がある。

まず、現行の協力金では、一定規模の企業が経営を維持できないという大きな問題がある。休業や時短要請に

(図表4) 飲食業の1社あたり従業員数・売上高(2019年度)

	大企業	中堅企業	零細でない中小企業			零細企業
資本金	10億円以上	1~10億円	0.5~1億円	0.2~0.5億円	0.1~0.2億円	0.1億円未満
従業員数(1社あたり、人)	2,997	1,066	292	124	35	7
売上高(1社あたり、億円)	442.9	84.8	21.6	9.9	2.8	0.5

(資料) 財務省「法人企業統計調査(年報)」

応じた事業主には、1事業所につき1日6万円の協力金が支給される。しかし、肥後[2020]が指摘するとおり、休業した場合に必要な金額は、事業規模によってばらつきが大きい¹。売上から材料費などを除いた付加価値額が1日6万円を下回る店舗は、この協力金で経営を維持できると考えられる。総務省「経済センサス」によれば、従業員数5~9人以下の店舗がこれに相当する(図表5)。

例えば、1~4人の小さな店舗が休業した場合、1日0.9万円が必要なところ6万円が支給されることになる。余剰額は1日5.1万円、1カ月で158万円と多額にのぼり、小さな店舗にと

(図表5) 飲食店の1日あたり付加価値額(従業者規模別)(万円)

1~4人	5~9人	10~19人	20~29人	30~49人	50人以上
0.9	3.6	8.4	13.5	19.0	36.5

(資料) 総務省「平成28年経済センサス」

っては、休業や時短要請に応じるインセンティブが強い。逆に、10~19人の店舗は、1日2.4万円、1カ月で74万円の不足が生じ、50人以上の店舗に至っては、1日30.5万円、1カ月で945万円が不足する。このように、ある程度規模が大きくなると、協力金だけでは到底経営を維持できない。一律定額の協力金制度は、協力金で余裕が生まれる企業と、逆に支援策が全く支えになっていない企業を生み出しており、公平性に欠けるとの批判はこうした点からも裏付けられる。

また、前述の図表4で示したとおり、財務省「法人企業統計調査」によれば、資本金1千万円以下の企業の従業員数は平均7人、資本金1~2千万円の企業は35人であったことを踏まえると、従業

¹ 次の文献を参照。肥後雅博[2020].「公正・平等とはいえない時短協力金、エビデンス重視に改革できる」日経ビジネス、2021年2月8日付。

員が 10 人を下回る店舗は、おおむね資本金 1 千万円以下の企業に該当するとみられる²。したがって、現行の協力金で経営を維持できる企業は、資本金 1 千万円を下回る零細企業に限られると考えられる。

4. 追加的な借り入れ余力に乏しく

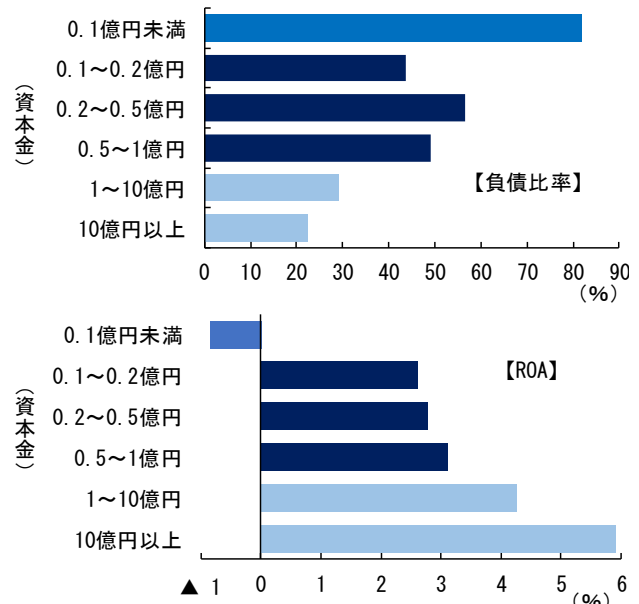
もう一つの問題は、「零細でない中小飲食店」は借り入れ余力が小さいという点である。前述の通り、厳しい状況にありながら営業を継続できた理由の一つとして、金融機関の積極的な支援がある。もっとも、今後、営業が再び制限される事態に陥った場合、こうした姿勢が維持されるか予断を許さない。

飲食業の大きな特徴は、零細企業の経営状態が突出して悪い点にある。資本金 1 千万円未満の零細企業では、レバレッジが顕著に高く、総資産のうち 8 割にのぼる有利子負債を抱えている（図表 6）。営業利益は好況期でもマイナスを記録するなど、恒常的な赤字体質の先が多い。このように、もともと追加融資が難しい零細な飲食店は、皮肉にもコロナ禍で実施されている現金支援が渡りに船となっている。

零細企業ほどではないにせよ、資本金が 1 千万円から 1 億円の中小企業も中堅・大企業と比べてレバレッジが高く、収益力が見劣りする。この規模の飲食店は、他の産業の中小企業と比べても、財務面・収益面の両面で下位グループを形成しており、金融機関の融資姿勢がもともと厳しかった業種である（図表 7）。日本銀行「短観」からは、コロナ禍においても、企業からみた金融機関の貸出態度は、飲食業で際立って厳しいことが明らかとなっている（図表 8）。

したがって、今後、何らかの営業制限が発動された場合、追加的な与信に二の足を踏む金融機関

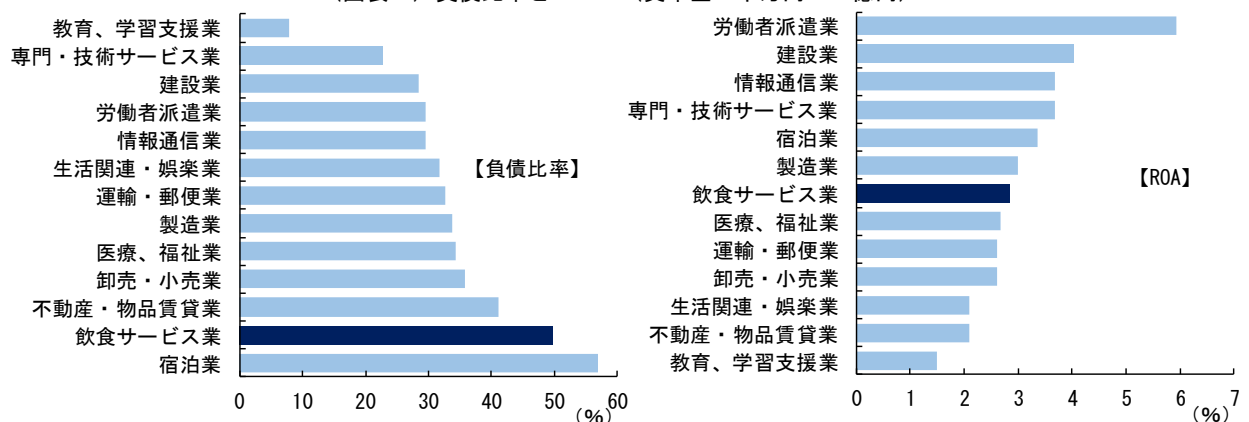
（図表 6）飲食業の負債比率と ROA



（資料）財務省「法人企業統計調査（年報）」

（注）負債比率は負債を総資産で除したものの。2019年度。負債は借入金と社債の合計。ROAは営業利益を総資産で除したものの。2012～19年度の平均。

（図表 7）負債比率と ROA（資本金 1 千万円～1 億円）



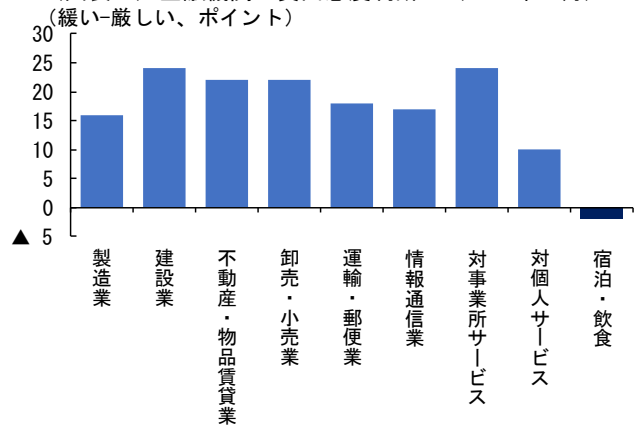
（資料）財務省「法人企業統計調査（年報）」

（注）負債比率は負債を総資産で除したものの。2019年度。負債は借入金と社債の合計。ROAは営業利益を総資産で除したものの。2012～19年度の平均。

² 「経済センサス」の従業員は 1 店舗あたりの従業員である一方、「法人企業統計調査」の従業員数は企業が抱える従業員数の総計。したがって、両統計間の企業規模は、厳密に対応しない点に注意が必要。

が現れる可能性は否定できない。確かに、実質無利子・無保証融資においては、利子補給や信用コストは国による負担である。しかしながら、実際に破綻が増加し、国がその損失を負うような状況になった場合、金融機関に全く貸し手責任が問われることはないのか判然としない。金融機関は、そうしたリスクも見据え、今後、融資判断をより慎重化する可能性がある。また、企業サイドでも、借金に依存した経営継続を諦め、廃業を選択する経営者が増える恐れもある。

(図表8) 金融機関の貸出態度判断DI (2020年12月)



(資料) 日本銀行「全国短期経済観測調査」
(注) 対象は中小企業。

5. 経営悪化企業に給付制度の見直しを

「零細でない中小飲食店」は、経済全体に相応のプレゼンスを持つ。2019年度の売上高は合計で10兆円にのぼり、飲食業全体の5割を占める。負債総額は3兆円を超え、135万人の労働者が従事している(図表9)。2020年中の倒産企業の負債総額が全産業で1.2兆円、20年末の失業者数が194万人であることを踏まえると、これら企業の経営悪化が経済全体に及ぼす影響は決して小さくない。

これまで経営難に陥った企業を支えてきた持続化給付金や家賃支援給付金は2月で受け付けを終了した。雇用調整助成金の特例措置(上限額や助成率の引き上げ)は継続しているが、支給

(図表9) 飲食業の売上高・負債・労働者数(2019年度)

	売上高		負債	労働者数
	(兆円)	(シェア)	(兆円)	(万人)
大企業・中堅企業(資本金1億円以上)	5.0	24%	0.8	49.2
零細でない中小企業(資本金0.1~1億円)	10.3	49%	3.2	135.4
零細企業(資本金0.1億円未満)	5.5	26%	2.7	89.9
計	20.8	100%	6.7	274.5

(資料) 財務省「法人企業統計調査(年報)」

(注) 負債は借入金と社債の合計。労働者数は役員数と従業員数の合計。

対象は休業者である。休業者はすでに減少しており、助成金が経営を支援する効果は薄れている。そして、現行の協力金は零細企業には過剰な支援となっているのに対し、一定規模の企業にとっては損失を賄うには足りていない。公正性の面とともに、経済全体のショックを和らげる観点からも、企業規模に応じた支給によって、「零細でない中小飲食店」の破綻を回避していく必要がある。

以上